

令和４年 第９回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和４年９月１２日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

1 開催日時 令和4年9月12日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター

3 出席委員 18名

1番委員	櫛 湊 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	6番委員	青 柳 健 市	7番委員	鈴 木 保 雄
8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿	10番委員	阿 部 均 司
11番委員	藤 井 好 博	12番委員	庭 野 明	13番委員	阿 部 敏 男
14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章	16番委員	田 村 隆 司
17番委員	高 橋 品 子	18番委員	戸 澤 奈実恵	19番委員	中 島 工 リ

4 欠席委員

5番委員 斉 藤 忠

5 議事録署名委員

12番委員 庭 野 明 13番委員 阿 部 敏 男

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第34号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

(1) 制限除外の農地等異動通知書について
(2) 農業経営改善計画の認定について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に12番庭野明委員・13番阿部敏男委員を指名し議事に入る。

続きまして、議事に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一

	括で説明がございます。 事務局、お願いいたします。
事務局	1 ページをお開きください。 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件 4件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がございました。 番号順に審議していきたいと思っております。 議案31号、1番、担当地区の近藤委員さんに現地の説明、調査の説明をお願いいたします。
2番委員	お世話になります。2番、〇〇区担当の近藤です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇より北へおよそ300mのところですが。8月30日、現地調査を行いました。同日、申請者、〇〇さんに確認いたしました。譲渡人の方が高齢のため耕作できないため、譲受人が申請地を耕作したいということでした。 耕作意思の確認についてですが、8月30日、本人の意思も確認でき、実行は確実と思われます。 耕作面積は、畑、田んぼ合わせて1,750㎡の耕作面積があり、下限面積を上回っているため、問題ありません。 周辺農地の営農状況への支障の有無は、野菜など耕作を計画されていますので、支障ありません。 そのほかに懸案事項は特にございません。 以上、よろしく審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの説明をいただきました。皆さんのほうから疑問に思ったこと、それからご意見ございましたら、挙手をもってお願いいたします。 質疑がなければ、承認という形でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） 31号、1番は許可といたします。 続きまして、31号、2番に入らせていただきます。 まず、担当地区の調査報告をお願いいたします。
7番委員	7番、〇〇地区担当の鈴木でございます。 農地法第3条による申請事案の調査結果報告をいたします。

申請地は、〇〇、〇〇よりおよそ200mのところでございます。

8月1日にて本人に会い、お話を伺い、調査いたしました。

耕作者はブドウを耕作したいということで、本人に伺いましたところ、耕作したい。つきましては、無農薬果実の栽培をしたいということで聞いております。

周辺の農地の営農状況への支障有無、耕作については支障はありません。

その他懸案事項は特にございませんので、以上、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ちょっと片仮名で書いてある方が取得されるようですが、地区の皆さんとか、その辺のことでちょっと懸念されるようなことはございませんか。その辺をできたら。

7番委員

地域の人たちとも話を何人かに伺いましたところ、水路とかそういうものに、水力関係、いろいろなものの協力へ、地域協力して参加していきたいということで、地域の人たちもよくしてくれます。

議 長

ありがとうございます。

事務局のほう、何かこれについて、何かアドバイスのものはございますか。もしあれば。

事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

実は、当案件は譲受人より昨年5月に相談がありまして、3回ほどお見えになっていただいて、営農計画どうするのか、ちゃんと農業ができるのかということを経験、体験をさせてもらっていたところでございます。

先ほど担当地区委員さんから無農薬ということでお話をいただいてあるんですが、実はこれ、先ほど事務局から説明したとおり、体験型の農園をしたいというようなことでございます。

内容を確認したら、ご自身、お子さんが障害者であります。その障害者が薬品とか取扱いが難しいので、できる限りそういうものを排除した中で、こういう障害者が経験、体験ができるような運営としてやっていきたいということでお話を含まれております。

譲渡人、譲受人ともに譲渡、取得の意思が強く、現状でこのまま置いても、遊休農地と化して、荒廃していくのは目に見えている状況でございます。

会長及び担当委員、役場の新規就農担当と足を数回運ばせてもらって、いろいろお話を伺ったり、地域の方に直接お話を聞かせていただいたり、指導ということではないんですが、譲受人のほうも積極的に地域の活動に参加したほうが、コミュニケーション取っていただいたほうが、水路とか、道路とか共同利用するわけですから、その辺も、先ほど話したとおり、地域への参加等も積極的にしていきたい。していくところで、もうしているということも確認させていただいた上で、担当調査員お話しのとおり、地域のほうでも受け入れていくことができるというふうなお話から、こちらのほうは確認させていただいたということで、補足の説明と代えさせていただきます。

以上です。

議 長	ありがとうございました。 私のほうで勝手に質問したり、事務局を指名したりしてしまったんですが、皆さんの中から何かご疑念に思うようなことございましたら、お願いいたします。 はい。
10番委員	10番の阿部です。 ちょっとお聞きするんですけども、この譲受人がこちらで行う農法のパーマカルチャー農法というんですか、これはどのような農業で、例えばどういう農作物をここで耕作する予定なのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。
議 長	すみません、事務局でよろしいですか。それとも、担当の委員さんでよろしいですか。
10番委員	事務局で分かる範囲で結構です。
議 長	じゃ、事務局、お願いいたします。
事務局	実は、もう始めててですね、申請、お話、ちょっとだけだと分かりづらいと思うんですが、自宅はもう既に、自宅の建物と土地を取得されて、その両脇について、農地を設けて、そこの農地でということで、実験的には、もう実際にはもう少し植えちゃっているような、そういうところもございます。 基本的には、野菜とベリー類、いろいろなベリーあると思うんですけども、ブルーベリーを含めて、その辺とか、できればナッツなんかもやってみたいということでございます。 なかなか、もうかなり隣接の竹林で、もう少し痩せたような土地になっているんで、大分苦労はされるのかなと思うところなんですけど、このパーマカルチャー農業というのは、極力、例えば隣接の木を、例えばですね、木を植栽して、その木について、その落葉を使って、肥料にしたり、その植えたところの部分だけをきれいに手入れして、なるべく害虫の影響を受けないように、消毒、そういうような状況であるようです。 ちょっと写真、これ、荒れているところの写真なんですけど、畑については、上段、自宅を挟んで東側の部分については、パイプハウスを造ってベリーをやりたい。上のほうについては、柿とかクルミとか、あとはそういう果樹系のものを植えていきたいというようなお話を伺っています。 実際には、もう12〜3本も植えている状況だったんですけども、まだ半分ぐらいしかついてないというか、そういう状況であったことを報告をさせていただきます。 また、パーマカルチャー農法については、極力肥料とか有機を使ったり、農薬を使わないで、例えば近隣に、植えた果樹の近くにハーブを植えて、虫が嫌うようなハーブを植えたりして、虫除けするような、そういうような農法だそうです。 旦那さん、国際弁護士の資格をお持ちの外国人さんで、日本語はもうペラペラで、直に委員さんと伺ったとき、コミュニケーションとらせていただいたん

ですが、奥さんは日本人でいらして、出身は〇〇だったと思うんですけども、長野にこの１月まで、半年ぐらいですね、通いで長野のほうに何かそういう団体があるそうなので、そこでパーマカルチャー農法を、どういうものかというようなことは、どういう様子であるのかという研修を受けてきて、実施する準備をしているというような話を伺っています。

事務局でお話しできる場所はそんなところですよ。

議 長 ありがとうございます。
阿部さん、いかがでしょうか。

１０番委員 分かりました。

議 長 ほかに質問ございますでしょうか。
なければ、３１号、２番は承認という形でよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、３１号、２番は許可といたします。
続きまして、議案３１号、３番に移りたいと思います。
担当地区の調査報告をお願いいたします。

１１番委員 １１番、〇〇担当地区の藤井です。
農地法第３条による申請事案の調査結果について報告いたします。
申請地は、〇〇より西へおよそ１００mのところですよ。
９月６日、現地調査を行いました。
同日、申請者、〇〇さんに確認いたしました。譲渡人の方が遠隔地のため耕作できないので、譲受人が申請地を耕作したいということでした。
耕作意思の確認についてですが、９月６日、本人の意思も確認でき、実行は確実と思われます。
耕作面積は、畑、田んぼ合わせて５、６００㎡の耕作面積があり、下限面積を上回っているため、問題はありません。
周辺農地の営農への支障の有無は、野菜耕作を計画しているため、支障ありません。
その他に懸案事項は特にございません。
以上、よろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明の中で、皆さんのほうからご質疑がありましたらお願いいたします。
なければ、３１号、３番は許可といたしたいのですが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声）
議案第３１号、３番は許可といたします。
続きまして、議案３１号、番号４番、担当地区の方の調査説明をお願いいたします。

１５番委員 １５番、〇〇担当、原澤です。よろしくお願いいたします。
農地法第３条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇線を〇〇方面に向かって〇〇を過ぎて次に〇〇という集落があるんですが、その道下と、その先にすぐ〇〇がありまして、その土地であります。ちょっと分かりづらいかもしれないんですけども。

9月6日に、同じく〇〇担当の戸澤さんと現地調査を行いました。

申請者の方にもその日に会って、お話を聞いてきました。

譲渡人と譲受人はご兄妹で、お兄さんの名義になっていたんですが、お兄さんがこちらに住んでいないので、なかなか耕作できないということで、妹さんのほうに譲りたいというお話でございました。

耕作意思でございますが、ここで家庭菜園をやりたいというお話でございました。耕作面積は、譲受人の名義ではございませんが、旦那さんの名義で3,000㎡以上の耕作面積があり、特別問題はないかと思います。

周辺農地への支障でございますが、特別ないと見ました。

特に懸案事項はございませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ご説明ありがとうございました。

みなさんの方からご質問がございましたらお願いいたします。

なければ、承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案31号、4番は許可といたします。

続いて、32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より一括の説明がございしますが、私の担当地区の議案が含まれており、これより進行のほうを職務代理の高橋さんをお願いしたく思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

職務代理

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

職務代理

事務局より一括説明がありましたが、議案32号、1番、櫛渕委員より調査結果の報告があります。よろしくお願いします。

1 番委員

1番、櫛渕武重です。〇〇、それから〇〇を担当させていただいております。

この事前に資料を送っていただきまして、そして進入道路というかな、それが本来あったものが、ちょっと変更があったりしたもので、本人にお会いしたく、ご通知申し上げて、実は昨日、現地、本人立ち会いと、それから現地を調査というか、見てまいりました。

場所は、〇〇方面に向かいまして、〇〇橋から〇〇方面に向かいまして、〇

〇を通り越して、ちょっと道路から50mぐらい入ったところなんですが、そういうところで、進入道路をちょっと付け替えて新しく造るというようなことがあったもんで、ちょっとこれを本人に確認しようと思って、実は本人に会いたくて、昨日になってしまったということです。

先ほど申し上げましたように、農振除外を行って、自宅のすぐ東のほうに住宅を新築されるということでございまして、それと農振除外のときに、それを、農振除外を受けられるということで、そちらに関しては問題ないのかなと思っております。

ただ、進入道路だけが新設で、ちょっと気になったから伺ったんですが、あの一部が土地改良にかかっていたんです。道の上、そうですね、その部分が土地改良にかかっている、やっぱりそれはちょっとまずいんじゃないかということで、そういうふうになったとご本人もおっしゃっていて、その辺を聞きたくて、俺のほうに来たわけです。どうしていたかということで。

あとの問題は、実行されるかどうかということは、4月幾日くらいまでかな、そんなに急いでは建てないということで、だんだん見ていきたいと思っております。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

職務代理

榊原委員より調査結果の報告がありましたが、質疑等がありますでしょうか。

質疑等なければ、承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第32号、1番は許可といたします。ありがとうございました。

続いて、議案32号、2番、担当地区委員の鈴木委員より調査結果の報告があります。よろしくお願いします。

7番委員

7番、〇〇の鈴木でございます。

農地法第4条による申請事案の調査報告を行います。

申請地は、〇〇の東、〇〇でございます。〇〇の、ちょっと北かな。北側です。

9月6日に現地調査行きました。申請者の代理人の方に確認いたしました。転用目的の確実性について、書類等も確認ができ、許可が下り次第着工したいということでございます。

申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況からも問題は見当たりません。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で、支障全然ございません。

同様に、転用することについて生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はございません。

そのほか懸案事項は特にございませんので、皆さんの審議、よろしくお願いいたします。

職務代理

担当地区委員、鈴木さんより調査結果の報告がありましたが、質疑等がありますでしょうか。

質疑等なければ、承認いただくことでよろしいでしょうか。

	(「はい」の声) ありがとうございます。 質疑がありませんでしたので、議案第32号、2番は許可といたします。 続いて、議案32号、3番、担当地区委員の中島委員さんより調査結果の報告があります。よろしくお願いします。
8 番 委 員	8番、〇〇地区担当の中島です。 農地法第4条第1項により申請がありましたので、報告いたします。 申請地は、〇〇線を〇〇方面へ進み、東京電力の〇〇、〇〇手前100mのところを右折して、ちょっと分かりにくいですかね。右折し、20mぐらい進んだところの左側にあります。 9月3日に現地を確認し、翌日、申請者に転用の理由を確認いたしました。住宅を建てたいとのことでした。許可がされ次第、着工したいとのことでした。 また、転用目的の確実性ですが、申請書、建築物の配置図、見積書、資金計画書等が確認できました。 周辺は地目、畑、現状、雑種地と、あと住宅に囲まれております。したがって、転用によって生じる支障は皆無と思われます。 その他想定される懸案事項は見当たりませんでした。 以上、よろしく審議いただきますようお願いいたします。
職 務 代 理	担当地区の中島委員より調査結果の報告がありましたが、質疑等ありますでしょうか。 質疑等なければ、承認いただくことでよろしいでしょうか。 (「はい」の声) 質疑がありませんので、議案第32号、3番は許可といたします。ありがとうございます。 ここで議長を会長へ戻したいと思います。よろしくお願いします。
議 長	続く議案33号案件につきましては、関係者、鈴木さんがおられるので、一応退席をお願いいたします。 議案33号 農地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、6ページをお開きください。 議案第33号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。 次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。 別紙記入事件 1件。 次のページをお開きください。 農用地利用集積計画概要でございます。 田の賃貸借の通年、955㎡、利用権存続期間は、5年、955㎡、合計955㎡です。 貸手は1戸、借手も1戸でございます。 8ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局よりご説明がございました。

この件について、委員の方々のご質問を受けたいと思っております。

なければ、申請のとおり議案第33号を承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

集積計画を決定させていただきます。

鈴木さんのご入場をお願いいたします。

続きまして、議案34号 農地に該当しないことの証明願について、14番、原澤幸好委員より調査結果の報告がございました。

すみません、ご説明を。すみません、大変失礼しました。

事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第34号 農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明、ありがとうございました。

この証明願について、担当地区の原澤さんのほうにお願いしてございます。調査結果のほうを報告をお願いいたします。

14番委員

14番、原澤です。

8月29日に現地調査を行いました。

それで、これは、この辺もちょっと分からないんですけども、〇〇さんの住宅のすぐ前で、傾斜地で、30度の上かね。勾配なんですけれども、昔から農地で、栗の木を植えていたらしいんですけども、今は1本もないです。ちょっとホウキがちょっと生えているんですけども、機械化というのは草刈機が入るくらいで、あとの機械は絶対使えないような農地として不適当な場所です。

今の地目の農地じゃなく、地目を変えてもらいたいという、そういう申請なんですけれども、私も現地調査した限りでは、今の時代ではほとんど不可能かなと判断してまいりました。

ほかのその上の土地も〇〇さんちのもので、物理的なほかの関係は別に問題がないと思います。

こんな関係です。どうか皆さんの審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

今、地元のご説明がございました。

皆さんのほうからのご質疑ございますでしょうか。

なければ……、すみません。

6 番委員 6 番、青柳です。
この土地は、国土調査は調査済みですか。それとも、まだ調査してないですか。

議 長 事務局、分かりますでしょうか。

6 番委員 国土調査は済んでいるということですので、国土調査のとき農地として調査しているということで、もし違うものに利用するんであれば、農地転用の申請をして、それから違う利用方法で使うことがいいんじゃないかと思います。

議 長 ありがとうございます。
その辺の確認を、どうしますか。すぐできますか。それとも、ちょっとの間、時間を置いて、内々でこれは済んでいるか、その辺で。

事務局 今ちょっと確認させていただいて、多分時間内には確認できると思いますので、先に進めておいていただいて、それでまた回答したいと思います。

議 長 ただいま事務局からおっしゃれましたように、青柳さん、ちょっと保留という格好でよろしいですか。

6 番委員 はい。

議 長 はい。分かり次第ご説明させていただきたいと思っております。
5 番のほうの協議事項・報告事項に入らせてもらってもよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、協議事項・報告事項に入ります。
農業経営改善計画の決定について、事務局よりご説明がございます。

事務局 11 ページをお開きください。
協議事項・報告事項（1）農地法第 5 条第 1 項各号による届出について報告いたします。
令和 4 年 4 月 11 日に報告いたしました届出について、番号 1 及び 2 の工事期間が令和 5 年 1 月 31 日まで延期となりました。理由としましては、楽天基地局設置に必要なコン柱及びアンテナなどの部材延期のためです。その他に変更点はございません。
以上よろしく願いいたします。

議 長 ただいまご報告がありました。
ただいまの報告について、皆さんのほうからご質問ございませんでしょうか。
なければ、今のご説明の案件、決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

すみません、こちらのちょっと手落ちで、1番と前後してしまいました。

次に、農業経営改善計画の決定について、事務局より説明がございます。すみません。

事務局

12ページをお開きください。

協議事項・報告事項(2)農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続2件の認定案件となります。認定日は令和4年8月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については、記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

これにつきましては、報告事項ということでございますので、皆さんのほうで見ておいていただければというふうな格好でございます。

意見をということでございますので、皆さんの意見がございましたら、受けたいと思っております。

なければ、農業委員会の意見として決定ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

続きまして、6番のその他に移りたいと思います。

事務局より用意したものがございましたら、お願いいたします。

事務局

そうすれば、事務局のほうから、今日はちょっと説明資料が大変多うございますので、大変失礼ながら着座して説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、右肩に番号を振ってある1番についてです。

こちらのほうは、東京電力地下導水路の通過地点の農地の3条許可申請でございます。

これは、ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですが、実は下牧の取水口、木の根の少し下の部分に取水口がありまして、そこから岩本の発電所まで導水管が通っております。一番分かりやすいところは、黒岩のところ、でかいコンクリーの「交通安全」と書かれた導水路が一部見えていると思います。そこに続くものでございます。

では、こちらの今回説明なんですけど、実は10月の審議にこの3条の申請のほうを東京電力のほうでしたいということでご相談がありましたので、事前に説明をさせていただくものであります。

では、何で3条なのかというところのお話になりますが、こちらについては、地上権の設定ということです。地下なんですけれども地上権ということで、地役権の設定でございます。

地上所有者の農地については農業委員会の許可が必要なんですけど、見た目については農地として変わらないところでございます。地下の導水路について、導水路等なんですけれども、導水路について、所有者を設定するものでございます。こちらについては、農地の形状、耕作条件等何ら変わりがないため、3条許可申請となるということでございます。

資料の一番後ろ側を開いてもらって、ちょっと大き過ぎて分かりづらいんで

すが、導水路はこのように先ほどお伝えした小松の発電所からずっとこの辺のすぐこの脇を通過、地下を通過しているようでございます。その部分の地上について、25筆ほど農地があるということで、その農地のほう、権利書、登記簿の中に、甲乙区分にこの地上権設定するという行為でございます。

来月申請予定でありますので、今回お知らせさせていただきました。

主に上津下津について当該地がございますので、担当者の方には資料を送らせていただく予定ですが、既にもう何か問合せがあったようでございますので、細かい場所の説明とか、事前にもしてできるようであれば、東京電力から資料をお預かりして、既にほとんどの農家の方には同意をいただいたという話を伝えておりますので、説明のほうは済んでいるということでございますので、担当委員さんの方は、不明な点がありましたら、事務局のほうにお伺いいただければ、資料等でまた説明したいと思います。

1番については以上でございます。

続いて、2番です。

2番については、今回、非農地通知という様式のものを用意させていただきました。

実は、今までにも、先ほどちょっと審議止まってしまったんですが、非農地の証明というのと非農地の通知というのが2種類、ちょっと分かりづらいものなんですが、これは農地法の30条に、今やっただいていただいているパトロールの状況によっては、その農地を、大変手がかかるとか、機械でやるにも、基盤整備以上の手間がかかるような場合には、非農地として認定することができるということでございます。

法整備をさせていただいて、こちら、平成22年あたりから、農業委員会のほうで大量にその非農地の決定をしたという経過がございます。

既に相当数なので、今ここでこういうふうにお話し、具体的にはどこだというのをお話しづらいところなんですが、当時、その基盤整備等されてた、そういった優良な農地以外のところで荒廃した山林・原野例えば昔の開墾とか、そういうところについて、非農地の当時の農業委員会の決定をしたところでございます。

今回、この案件の中で、今までも随時言われていたんですけれども、国のほうから、過去に決定したものは、なるべく通知で出しなさいという指導がございます。今回についても、大変分かりづらいところでございますが、既に非農地決定をした場所で、現段階、現時点でも状況が変わらないものは、極力農業委員さんの新たな調査でということではなくて、この過去の決定を生かしたいということで、申請者の希望により、非農地通知という形で通知を送ってあげて、地目変更を促すということをしていきたいなと思ひまして、今回ちょっと加えさせていただきました。

先ほどの案件は、非農地決定、大変難しいところもございます。基盤整備をしていたり、国土整備入っているところは当然できないのは1つなんですが、本来、この通知に基づいて、ご本人が地目変更登記をしなくちゃいけない義務がつくような法整備になっております。

当時、その22年から24年にかけて大量の非農地決定をしたところでございますが、通知を出したところ、なかなか所有者の同意を得られなくて、できなくて、そのまま塩漬けになっているようなところがございますので、あくまでも今回、ご本人の希望により、農地をやめたいというような場所については、

この非農地の通知を出すことによって、新たな調査をということじゃないということ処理をしたいなと考えております。

いろいろと難しいところもあると思いますが、委員さんと事務局の事務軽減をするため、取り扱いとしてさせていただきたいと思います。

当然、通知書を発送した場合には、担当委員さんのほうには、こちら、裏面に1枚つけて、この場所が通知が出ましたというふうにお知らせするようなことをさせていただきたいと考えております。

また、ご意見がありましたら、この終わった後にご意見いただければと思います。

続いて、右肩の番号3番でございます。

会長のほうから冒頭の挨拶でお話があったところでございます。町の条例が6月7日に制定され、今まで太陽光についてはガイドラインのみの指導ということでありましたが、実際には条例制定されて、規制という形でさせていただくことになりました。

ただ、詳細、細かいところはまだ、例えば今まで営農型発電等2か所できてますが、このときもお話等もありましたが、農業委員さんにお伺いしたり、委員のほうに、会長充職ついておりますので、その中でも意見があるようなことがあろうかと思っておりますので、その段でまた農業委員さんのご意見をいただきたいと考えております。

今回、条例とですね、審議会の設置条例、ほかに要綱があるんですけども、要綱はページ数で4ページ以上ありますので、今回それは割愛させていただいたんですが、主な概要については、一番最後の一番上に「再生可能エネルギー発電施設の設置には許可が必要です！」と、概要の案内資料をつけさせていただきました。

だいたい目的、再生可能エネルギー発電施設に関し、必要な規制等を行い、無秩序な開発を抑制することにより、町民の生命及び財産の保護並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的としているということが目的でございます。

じゃ、太陽光ということんですが、一番後ろのページですね、下には2ページ番号振ってありますが、設置の禁止事項について、8番ですね、お読みいただければ、生物圏保存地域、ユネスコエコパークで定めている核心地域及び緩衝地域については設置ができません。

あと、計画出力が2,500kw以上のもので、事業区域の面積が5万㎡以上のものは設置ができませんとなっております。

国のほうについては、農林水産省が再生可能エネルギーの推進というのをやっておりますので、その兼ね合いについては、今後、農業委員会の意見等が出てくることもあろうかなと感じております。

町のこの条例、地元の話での規制ということでご理解いただいております。

3番については以上でございます。

続く4番のお話でございます。

冒頭でまたお話しさせていただいた斉藤委員さんのお話なんですが、斉藤委員さん、呼吸器の基礎疾患ですね、お持ちのようで、このコロナ禍の折と療養を兼ねての入院というお話を伺っております。本人は、電話でも話させていただいたんですが、重篤のものとかということではないと伺っておりますので、

会長もお話しいただいたとおり、復帰をいただいて、早く一緒に頑張りましょうと、そういうお話をさせていただいたところでございます。

では、この運営の話なんですが、齊藤委員さん、月夜野地区、大峰、町組についてご担当をお願いしていただいているところです。なるべくその現場に近いところの委員さんに、もし今後案件が出てきた場合、お願いしたいと思います。

ただ、同時のほかの案件も増えて、あまり重なるようであれば、またちょっと離れた方にお話しいただく可能性もありますので、その辺については、会長と相談させてもらった上で、指名させていただくようなことになろうかなと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

最後に、5番、最後じゃないですね。あと2件でございます。

5番目でございます。こちら、町報の9月号に掲載させていただいた資料の再周知のチラシでございます。

内容は、みなかみ町事業復活支援金というものでございます。こちら、申請に関するところの取扱いについては、みなかみ町商工会が行っています。町のほうも関与していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大、燃料または物価の高騰によって売上高が減少している町内の事業者の皆様にも町独自の支援金を交付しますということでございます。

こちら、町報並びにちょっと周知について、農林事業者についてはどうか、入っていないんじゃないのかとかというお話をいただきましたので、今回、中小企業者でということですので、当然入っておりますので、個人事業者でも構いませんので、ぜひ金額とか問合せがあった場合は、業者、農林事業者でも対象になるんだよというお話をさせていただいて、申請については完全予約制でございますので、まず皆さん、商工会のほうにご連絡いただいて、ご相談いただくようお願いしたいと思います。

それと、これ、最後、私のほうのご連絡、最後になるんですが、追加の通知がございました。令和4年度関東ブロック女性農業委員等研修会の開催ということで、事業主体、農業会議、県農業会議と群馬県農業委員会女性ネットワークが主体でございます。

こちら、女性の活動について、どういうことがあるかということで、開催要項もつけさせていただいて配付させていただきました。急な話だったものですから、あと期間が短いことから、多分コロナの状況が落ち着いた頃、すぐやりたいという予定と思われるんですが、女性、男性問わないで、まず皆さんにお声がけさせていただいた中で、行ける方は、一緒に行ってもらえないかなということでのお声がけをさせていただきました。

もし行けるようであれば、電話でご連絡をいただいて、参加の意思を示していただければと思います。本日12日で締切りでございますので、早めということで、できれば22日あたりまでにですね、参加ご希望の方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければと思います。

なお、参加人員があまりにも少ないような場合は、こちらのほうで一緒に行っていただけの方をお誘いさせていただくことになろうかと思います。

こちら、県で、北関東で恐らく持ち回りで開催をしているところでございます。ほかの県でどういう活動をしているのか、その辺を勉強するのもいい機会であると思うのと、来年度は群馬県でやるような形でなると思いますので、動員もかかるのではないのかなと考えておりますので、ぜひ行ける方はご参加い

ただければと思います。

昼食代1人1,500円についてお預かりすることになっていますが、バスのほうは会議のほうで用意していただくということになると思われますので、ぜひご一読いただいて、ご検討いただければと存じます。

私、しゃべりっ放しで、質問のところも時間も取らないで話をさせていただきましたが、一括でご質問等を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、先ほどの案件について、資料が整ったものですから、ご説明のほうをさせていただきたいと思うんですが、国調については、恐らく済んでいるんじゃないかというお話でございます。

ちょっと私もこの案件について詳しく、どういう様子なのか確認してなくて、手打ちで申し訳ないんですが、目的地目変更するのは、何にしたい、確認したいというお話だったのかな。何にしたいという。

それだと多分、非農地受けられない。何か、例えば山林にするんだとすれば、例えば非農地の場合は、山林・原野のようになっている場合に、山林原野するんであれば、非農地の証明として出せるけれども、そうでない場合は、青柳委員さんが言ったとおり、転用案件になるのかと思いますので、そのところ、今回ちょっと確認が足りないと思いますので、大変失礼ながら、事務局のほうで取り下げさせていただいて、確認しないと……

青柳委員さんのお問合せのとおり、何でもかんでも非農地にしていいいのかというところを、まず青柳委員さんがご指摘いただいたんだと思うんですけれども……

(「いいですかね」の声)

はい。

14番委員

私が担当なんで、今の案件なんだけれども、〇〇さんさ、〇〇に行く時、川の信号を左折してそれですぐ左折して〇〇さんのうちだから、それで、それを見てみれば分かる、現況を。あんな傾斜地45度だから、どうして農地にしたんだって、当時分かんないって、〇〇さんは婿なんだけれども、それで、このまま農地にしても、子供がかわいそうだからというんで、今、山林に変えていく、そういう地目をそのように申請して、代理者がやって申請してあるんですよ。

だから、私も行って見て、これは無理だ。45度の傾斜地を、これを農地として維持管理というのはほとんど不可能。ただ、うちの前なもんで草刈り機で刈っているから、ぼうぼうの草じゃないんだけれども、どうしてもこの農地を解消したいという、そういう願いなんです。

だから、〇〇さんは〇〇だから、あの川の信号を左に曲がってもらって、すぐまた左に行ってもらってあの現地を見てもらって、それで却下したんだからそれぐらいの責任あると思います、〇〇さんは。ぜひお願いしたいと思います。

だから、山林の様相になっています。

事務局

担当委員さんが確認したときに、ご本人から山林に変えたいというご希望の話も、お話を伺っているわけですね。

14番委員

それで、農業委員のほうも、ちゃんと足を運んで、説明していたところです。

事務局 ああ、そうですか。じゃ、現地のほうもそういう、その辺も確認をしてあるということよろしいですかね。
どうでしょうか。

6 番委員 これ、非農地証明のやり方というか、農業委員会の事務の軽減を図るためにこれを出したんですか。

事務局 通知のほうの話ですかね。

今回については、今回案件にかけさせていただいたのは、非農地証明の依頼があったものについては、この非農地証明させていただくという形です。

先ほど私のほうで、長い説明の中の1つでご説明させていただいた非農地通知については、実は、こういう割と町場に近いか、住居に近いところの部分については、さえてはなかったんですが、例えばちょっと入ったところで、もう既に平成22年から24年の間にですね、県の指導や国の指導があったようなんですが、非農地の通知、法令上定められているんですけども、それを進めなさいといったことがあって、その頃に大量に筆数からすると300から400ぐらい非農地の決定を農業委員会がしたことがあったそうです。

その部分については、その当時、非農地の通知を出して、地目変更を所有者に促した経緯があったらしいんですけども、なかなか法務局から、一括でこんな大量に地目変更を受けられないとか、当然、その所有者が地目変更登記する場合に、手数料がかかるわけですが、その手数料を払ってまでなんでやらなきゃいけないんだとか、荒らしちゃって荒らしているわけではないんだという話、その辺を所有者のそういう意見なり、やはり農業委員会のやり方について、国のやり方、進めるやり方についても、対応できなかったということで、決定はしているんですけども、実際には通知は完了してなかった、登記も含めて、それについて、その場所については、再度簡単な方法で確認をし、それで通知による処理をさせていただきたいというのがこの説明の趣旨でございます。

今回、案件にかかった場所というのは、当時、平成22年から3年やったんですけども、そのところに該当しなかったところについては、今回のように申請により非農地の証明として発行する。その場合は、農業委員さんに調査をしていただいて、議決によって証明を発行するというのをするんですけども、22年から24年に非農地の判断、決定をしたものについては、この非農地通知によって、簡易な方法の確認によりその通知を発行するという処理にしたいというのをお願いさせてもらったところです。

今回、両方案件が出てしまった形なんで、理解の仕方、整理がちょっとなかなかできなくて、私も説明が上手にできなくて、そんな話になってしまったんですが、内容としてはそういったことでございます。

今回については、当時の非農地決定をされた場所ではなくて、新たに非農地の証明が出たところで、現地のほうについても、担当で確認させてもらって、傾斜がきつい、ただはっきり、本来であれば、非農地の決定なり、証明なり通知をもらったものは、当然農地として使う意図がないところから、法務局、登記簿上の地目というのは、本人が変更を決定することによって、その用途を主張する行為ですから、通知を受け取った者、非農地を証明された者は地目変更登記しなければならないのが道理でございますので、当然、私どものほうで、

山林に地目変更登記をしたい。実際には農地として使えない土地で、荒れすぎちゃって使えない、もしくは今回については、傾斜であって農地としては不適当だということを確認してもらったのを、今回委員さんにも確認していただいた上で、証明として出したいというお話でございます。ちょっとややこしい話になってしまったんですけども。

議 長

事務局、こちらの説明と非農地の通知と、それから今、青柳さんの質問と混同しちゃって、ちょっと皆さん分からんから、一つ一つ、もう一回一つ一つ言ってくれる。

青柳さんのほうに、最初の質問に関しては、これ、やっぱり法律上の問題があって、もう一度確認を取ったほうがいいなら、原澤さんにちょっと時間をいただけるかどうかだと思うんだ。

それから、ちゃんと確認を取って、今言われたような、もう駄目かどうか、それから青柳さんの法令上の問題も絡めてくるから、しっかりそれを確認取って、間違いのないようにしていただかないと、まず。

それでこの非農地通知、多分行ったら、皆さんも「えっ、何でかな」というふうになって、農業委員の方に多分伺いをたてると思うんで、その辺のことも。だから、一つ一つ。

事務局

失礼しました。端折りすぎたので失礼しました。

まず1つ、順立てして説明させていただくと、今回、先ほどの非農地証明の関係です。

こちらのほうは、先ほど確認させていただいたら、現場については、先ほど担当委員さんが説明したとおり、ご説明いただいたとおり、実は担当者と群馬県の職員で転用の申請が必要かどうかという話になったと、現状を見た上で。

群馬県も、5条許可、県知事が許可出す部分については、これほど不向きなところであるのであれば、非農地証明で対応したらどうかという話をいただいたそうです。

それで、担当委員さんが説明していただいたとおり、傾斜、栗の木が生えているというところで、当時、国調のときは、ご本人も同意して農地というふうにしたんですが、現時点では、その栗の木、そのまま多分放置しているような状態であるので、農地には不適だろうという判断から、県の担当と職員のほうで確認して、非農地の証明で対応したいということでお話をさせてもらったということでよろしいですかね。

それで、委員さんのほうに調査の依頼をしたというところでございます。

まず1つは、非農地の証明、ちょっと私も段取りがよく理解してなくてご説明してしまって申し訳なかったんですが、審議内容については、以上のところでございます。

議 長

青柳さん、ただいまの説明、いかがでしょうか。

6 番委員

国土調査がいつ行われたか分からないんですけども、ここは農地として、調査上、所有者を確認して、印鑑を押しているわけですね。それで農振農用地になっているわけですし、それで30年も40年も前に国土調査をやったわけじゃないんですよ。10年ぐらい前だと思います。

1 4 番委員	いや、30年たっていますね、それは。師田のほうで20年たっているから。
6 番委員	国土調査をしてから。
1 4 番委員	あの国調、30年たっています。
6 番委員	平成30年。
1 4 番委員	いやいや、今から30年。
6 番委員	今から30年前。
1 4 番委員	師田は20年ぐらいたっているから。
6 番委員	ああ、そうですか。 その時点で農地として認定しているわけですね。今は荒れて、傾斜だからということでしたが、畑については傾斜は関係ないと思います。水田は、平らじゃなければ水田にならないですから、畑は傾斜は関係なく、昔、養蚕が盛んな頃は、すごい傾斜地でも畑として、桑園として、畑として利用していましたね。だから、傾斜はあんまり関係ないんじゃないかと思って、国土調査のときに畑として調査しているんですから、もし違うものに利用したいのであれば、本来は農地法の4条申請をすることが望ましいかな。 荒らせば、何でもこの証明で転用許可取らずに、今、農地の転用するときに、近隣の農地の人の同意書って必要なんですかね。要らないんですか。 畑の真ん中に山林ができて、周辺の農地の人については大変迷惑な土地だと思うんですね。 だから、その辺もあって本来は農地法の許可申請をして、審議してもらって、許可を出すのであれば許可を出すべきが本来の筋かなと思って、質問させていただきました。 以上です。
議 長	これはどういうやり方がいいかな。周りの状況なんかはどうですか。やっぱり耕作者が近くにおられますか。それを山林化した場合には、ああ、でも事務局からの説明は、県のほうからのそういった山林というような格好でも仕方ないんじゃないかという報告をいただいていると、回答をいただいているということでございます。 ですから、この農業委員会でその証明がつけば、多分これは法務局の関係だと思いますから、確認して、はい。
6 番委員	県でそういう意見であれば、本来転用の許可は県の裁量の範囲内、もちろん農業委員会は意見を言うだけであるので、今回証明を出してもらうので良いと思いますけど。 はい。

議 長	では、その方向でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) すみません、皆さんのほうから何か今の件について。 はい。
10番委員	今の案件にちょっと付随するんですけども、今回の非農地証明の場所は、農用内ですよね。農用内の農地だと思います。以前は、農用内の農地については、農振除外をしてから、ほかの、例えば要するにことをするように調査というか、そういうあれはしたと思うんですけども、第1種農地がいきなり非農地になるということは今後もあるということなんでしょうか。
議 長	はい。
事務局	先ほど通知のほうで説明させていただいたんですが、まず非農地の判断をする場合に、基盤整備をしてあるところ、もちろんそれイコール農用地ということ、青地ということなんですが、基盤整備するところは、基本的には非農地、そこ以外の場所ということになりますので、その場合については、非農地の判断はできないという解釈のようです。 ただ、ちょっと変な言い方なんですけれども、国のほうの見解としては、青地のところも非農地あり得るんだよという見解でございます。例えば、整備してないところの青地も多々ありますし、今、その辺についても、整理しなくて荒れちゃっている、先ほどお話あった、昔の開墾だったところ、正直言うと、農振法にいう農振農用地の整理というのは、昔であれば、補助事業を受けるために広く青地にしていた傾向が強いです。そこから見直しがされないで、農振あるいは基盤整備をされてないところについても、青地の部分がたくさんあったという実情です。 今回の傾斜地というところについても、もしかしたら、例えば獣害対策で電柵をつけるような場合も、想定としてないことはないです。なので、町のほうの農業振興上は、青地にしたいよということで、青地にされていた傾向もあると聞いています。 その辺については、先ほどの通知をし、非農地の判断をする上での一番の最初に判断するところは、基盤整備等をしてない農地、第1種農地以外のところについては、第1種農地については判断できないということになっておりますので、そういったところです。 青地の中でも、基盤整備しているところで荒れちゃっているようなところについては、非農地の判断というのはできない。農振法のガイドラインにも明記されているところでございます。
10番委員	そうすると、今回の案件については、要するに農振の農地となるということで、非農地証明は出せないということになるんでしょうか。
事務局	すみません、その部分の説明してなかったんですが、非農地と青地は別なんです。ですから、非農地をすべきものの中には、非農地の判断をしなければならない農地については、基盤整備をしているところは入らない。逆に、非農地の判断の決定をしたところは、直ちに農振農用地から外しなさいということで

す。

青地のところは当然、青地で基盤整備をしているところについては、非農地の判断はできないという形ですから、そこについては非農地判断をしない。もし農業委員会のほうで、そこ、基盤整備をしてない土地について、非農地の依頼があったところは、農業委員会サイドで、ここはもう農地として認めなくてもいいんじゃないかという決定ができるような場合、先ほどの当然基盤整備していない条件が悪いところについて、山林・原野化しているというような場所については、この非農地決定ができるから決定をして、農業振興上、農用地のところは、直ちに経済的動向により変更するような方法、要は農振法でいう10条3項と言って、通常の農業権と言われる要件を持っていないところについての農地について、先ほどの基盤整備をしてないとか、そういう要件なんですけれども、そういうのがつかない農地については、非農地の判断ができて、直ちに農用地から外しなさいというような指導であります。

すみません、説明が上手じゃなくて申し訳ないです。

10番委員

はい、分かりました。

それでは、農業委員会の判断で、案件によっては非農地証明を出せるという解釈でよろしいでしょうかね。分かりました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

なければ、今回の事案については非農地証明を出すという決定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

やっぱり現場に行くとそういうようなこともあるし、それから亡くなっちゃって耕作できないくて、やっぱり第1種農地の中でも荒れてしまうこともあると思うんです。皆さんも、そういう現場に出たときに、本当に迷うと思うんですが、こういうことを、今の議論を糧にして、大分勉強されたと思うので、こういうことに当たってほしいと思っております。

遅ればせながら、そこまで、青柳さんの件までよろしいですかね。

(「はい」の声)

最後に、委員の方……、今のその他の後で、これ単に行ったら、非農地通知書だと言ったら、多分皆さんも困ってしまって、「えっ、これは何だい」という話で、多分委員の方に行かれると思うんだけど、それは、たしかもうずっと前に本人が承知をしているような段階のものについて出すということですかね。そうすると、そんなに混乱は起きずに、「おい、これ、何だい」というような話はないのかな。どうかな。

事務局

補足していただいたとおり、申したとおりでございます。

今回、非農地の案件について、ちょっと一遍に片づけようとして、いろいろ説明した部分もございますので、次回、非農地の判断、通知、証明について、ちょっとフローみたいなのを作って、もう少し委員さんが分かりやすい資料を用意しなくちゃいけないかなと思いました。

ちょっと口頭の説明だけで、かなり複雑なのと、国のほうについては、もう守るべき農地とそうでない農地というのを明確に分けて、そういうのを進めなさいというような強い意向があります。その辺については、ここ10年、15

年ぐらいで随分いろいろやり方を国のほうもいろいろ指導してきながら、意向調査というのも今回もやらせていただいたんですが、結果によって、遊休農地どうするんだいというのをお話ししたくのと、あわせて、もう荒れてしまっている農地について、地目変更も進めさせなさいというのが国のほうの意向ですので、その辺について、丁寧な資料等を作らないと、なかなかご理解は難しいところだと思いますので、次回までに資料を作って、皆さんにお示ししたいと思いますので、そんなことでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 今の説明はそれなんですが、この通知もすぐ明日出すというのではなく、皆さんにこういうものを出したいんだというお諮りをいただいているという段階でよろしいですか。

事務局 実は、もう2件、既にその該当の場所にご連絡いただいていた、資料は作ってあるんですが、皆さんに示せるようなちょっと資料の段階じゃないんで、大変恐縮なんですが、その辺については、今回様式を設定させていただいて、現地をもうちょっと説明できるような資料をお示しできればいいのかなと思ったんですけども、ちょっと用意ができてないもんですから、ちょっと検討させてもらって、またご相談させてもらいたいと思います。

議 長 違う。言っていることは、非農地通知書、これはもう発送するのはいつ頃になりそうですか。

事務局 まとめてはないです。お1人非農地の証明をもらいたいという方で、非農地通知を発行できる該当の2筆申請が出ている実情がございますので、その辺については、担当委員さんと、また会長とも相談させていただいて、明確に説明させていただいて、どうするか検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 じゃ、あした発送するということであれば、取りあえずは混乱は起きないということだね。

 よろしいですか。

 はい。

事務局 申し訳ありません。実は、この申請というか、願い出が出ている関係で、こちらでも対処しなきゃいけないかなというところがございます。また、これで1か月待ってしまうと、このお返事を1か月待たせてしまうことになるので、その辺のところでも、もしこういったひな型で通知を出していいということであれば、出させていただいて、次回とかやったときに定例会でこのように通知をこの農地に対して出しましたという報告をさせていただくような方法でよければ、どうでしょうかということも併せてお伺いしたいと思います。

議 長 今、事務局からの提案でございます。

 事務上というか、そういう願いを早く手続を取っていただきたい方もおられるようですし、この通知を出して問題ないかと皆さんの意見を求めます。

	はい、どうぞ。
12番委員	12番の庭野です。 いろいろ皆さんが説明して、ごちゃごちゃになっているんですけども、その証明を出すのであれば、担当の人にこれが出ますよって一言あれば、問題はないと思いますけれども、事前に。混乱は起きないと思うんです。
議長	事務局、その辺はどうですか。事前に委員の方に、この方とこの方と担当地区の方に出すってお知らせできますか。
事務局	そうさせていただきますと思います。 委員さんにお知らせしないで発行するのは、発行しちゃった後に、もう違うものになっちゃうのは大丈夫なのかというのはもちろんなんですけれども、この通知を発行させていただく根拠としては、過去に22年から24年の間に非農地の決定を1回しているわけなんです。そこについて、現況でも変わらない場合について、その非農地通知を再発行したいという内容なんです。 それなんで、現状でも、現時点でも、そこからもう10年ぐらいたっていますから、10年以上たっているんで、その農地について、簡易な方法でと言ったのは、今でも変わらなければ、通知を出していいですか、その確認は担当農業委員さんに、こういうのを出します、もしくは出しましたということでご了解いただいて、通知を再発行みたいと考えていただければ。 ただ、要望があったものから出す。先ほど話したとおり、400件ぐらい実はあるんですが、その中で、その土地の所有者について要望があったものだけ、その通知のほうを再発行するというような意味合いでご理解いただければと思います。
12番委員	だから、まずそれをやるんであって、慌ててこの何百件を今、考えるから、混乱が起きるんじゃないかなと言っているんだけど、そういうふうにしていくのであれば大丈夫だと思うんです。
議長	事務局説明。
事務局	庭野委員のおっしゃるとおりでございます。その中で、用紙を、ただ2種類出てしまうんで、400件一遍に出すということではなくて、この中で要望があったものについて、その用紙で出させていただくということでご理解いただければと思います。 以上です。
議長	事務局提案どおり進めていただきたいということによろしいでしょうか。 (「はい」の声) じゃ、そのようにお願いいたします。 その他の5番までで今止まっております。 皆さんのほうからその他の点でほかにございましたら、挙手をお願いいたします。 はい。

3 番委員	3 番、〇〇担当の内海です。 添付資料 1 のこの岩本発電所について、これで例えば承諾をすることによって、その農地の評価というのはどんな形になるのか。 あと、私は嫌ですということで、同意しないということもできるんですか。たとえその農地の中で、ボーリングということも、万に一つもあるかもしれませんがね。その辺の関係の説明お願いいたします。
議 長	事務局、答弁をお願いいたします。
事務局	説明させていただきます。 あくまでも今回については、地上権、地下の設定ということですので、その農地の下にある導水管の所有者の設定を、登記簿上を設定するんですけども、そこに明記されるということでございます。 例えば、その段階でボーリングをしたり、例えば導水管の調査でボーリングが必要な場合は、一時転用をする必要がありますので、そのところは許可になりません。勝手にボーリングすると、それは農地法違反というお話になりますので、そこについては東電も承知していると思います。 5 年くらい前の件ですね、この大きい田んぼの一番端っこのほうをやはり導水管の調査でボーリング調査したことがございます。そのときは一時転用、東京電力が農業委員会に出しておりますので、ですのでボーリングするような場合は、その許可が出ていたと思います。 あともう一点、ご心配している例えば評価の話なんですけど、何も表面上変わらないんで、私、固定資産税担当もやっているところからの話なんですけど、多分、通常、何か変更があれば、所有権の移転とかについて動くような場合は、法務局から税務課へ通知が行くようなシステムにはなっていますけれども、この乙区の変更については、法務局から通知も出ませんし、それによって農地の評価が変わるというようなことはございません。 土地改良をして、基盤整備されて、条件がいい農地になったということであれば、評価は変わることもあろうと思いますが、原則的には、表面上何も変わらないのに、地上権設定されたということで、土地の評価に影響することは恐らくないと思います。固定資産税上の評価についてはそういうことだと思います。 ただ、地下にそういうものがあれば、その所有権を変更しないと、地上に何かを建てる、例えば 5 条の転用があって、その上に家を建てるようなとき、大げさに言うと、そういうような場合は許可にならない。もう既に地役権設定をされているんで、その地役権の権利を持っている方が許可しないと建てられないということはある可能性はあります。 ただ、それは当然転用された後での話なんで、その辺については、農業委員会はあくまでも農地の権利についての許可を出すかどうかについての判断でございまして、3 条については、農業委員会の決定により、その決定がないと登記簿の変更はできませんので、その件については限定されると思われます。 以上です。
議 長	内海さん、いかがでしょうか。

3 番委員	基本的には反対はできないということですね。今の段階で、承諾書を提出してもよろしいということですかね。 大分、幾らかの保証金が出るらしいんですけども、かなり安いんですね。それで、それも1回ということらしいんですけども、これで協力してくれということで、協力をせざるを得ないということの判断でよろしいですか。
事務局	農業委員会で権利をそのときに確認するお話で、もう実際には導水管できちゃっている。専用の電気不足を解消するために、導水管を造って、発電して、さらに再建については、再エネに関連して、多分水力発電もそうだと思うんですが、その辺の権利を確定したいということで、東京電力の意向からその権利を保持するために、農地の下に、地下部分についての導水管の所有権をはっきりさせたいということで多分始まった話なのかなと私は理解しています。 ただ、上の農地について、農地のまま使う分には、何ら影響は多分ないと思われます。ただ、それを地中に地役権をつくることによって、その上物、転用して何か上に建てたいというような場合は、制限される可能性はあります。 これについては、農地かどうかという話ではないと思われますので、その辺、東京電力さん、じゃ導水管どこしてくれよというような大きな話になれば、当然そういうこともあろうと思いますが、あまり現実的な話じゃないんで、協力せざるを得ないんじゃないのかなって個人的には思います。
3 番委員	そのようにお伝えします。
議 長	よろしいでしょうか。 多分これ、反対の方がおられたりなんかすると、農業委員会で承認したからという話になるので、十分その辺を確認を、賛同者というか、反対者がいない、反対者がいるときは、ちょっと時間を置いたりして、もう一度あれして、農業委員会が先行しないようにお願いできればと思うわけですが。
事務局	ちょっと申し添えますが、恐らく申請書が出された段階で、同意書がついてないと申請書は上がってこないと思われます。 恐らくそれを目処がたったので、来月出したいよという東京電力の打診が農業委員会のほうにあったという資料として、今回ご説明させてもらったということが原則ですので、農業委員会は、くどいようなんですが、農業をやる上で、農地を保全する、もしくは農業者の土地に関する権利を保護するということでの考えからすると、その現段階で農地のままのものを保全するところであれば、それは営農ができるのであれば、特別な事情がないと、ほかの農地に影響があるとか、そういう話でなければ、ちょっと反対する理由がないというのが現状だと思います。
3 番委員	地権者の心配として、個人個人に配付された同意書を出していいかということですね。やっぱり出していいということでいいですね。 地権者で何か話し合って、一応今の話を伝えて、これで出して大丈夫ですよということでよろしいですね。
議 長	それは、農業委員会、ちょっと違うことになるかなということはないですか。

代表を立てて、相談を受けることは、十分農業委員の方ですから、乗っかってもいいような気がするけれども、団体交渉であったり、それは、そこに農業委員が加担するのはいかなものかなというふうに考えます。

それは地権者自体が考えることであって、農業委員は、その賛同者とかそういう方が来られたら、その時点で判断してよろしいんじゃないでしょうか。

6 番委員 金を払うのに、地役権を設定しないと払えない……。

事務局 今、青柳委員さん、ちょっとお話しさせてもらうと、多分東京電力としても、そこ、権利関係をはっきりしないと、地代とかも払いづらいし、その辺を登記簿上ははっきり、その登記簿上で載けて、権利関係をはっきりさせるというのも登記の1つの目的なんで、この地下に導水管があって、その所有者が東京電力で、その登記簿の土地の名義というのは、この人の農地だからというのを正確に登録しないと、誰の持ち物、誰が使っているのというの、はっきり言えないので、お金を払いづらいということ、それが地役権というもののなので、その辺ご理解していただかないと、今回の設定の意味合いが難しいのかなというのは、農家さんが、要はもう通っちゃっているんだけど、それについて、東京電力が使っているよねというのを新たに登録して、確認するという行為なだけでしかないんで、そうじゃないと、東京電力から対価を払えというそういう話になるのかなという気がします。目的はそこなんだと思います。

当然、いや、これで農業に影響するから、所有者の方が反対しているということであれば、農業委員さん、何らかのその理由で、農業委員会もその意見を聞いたうえで反対しなくちゃならない場合があるかと思いますが、多分そういうことはほとんど影響がないと思われますんで、農業委員会で賛成したほうがいいんじゃないのとか、そういうお話ではちょっとないのかなと個人的には思います。

農業に影響がないのであれば、農業委員会として許可してもいいんじゃないかなという考え方で、それについては、皆さん同意書がついていれば、東京電力が持ってるということを確認して、登記簿に載せるのに同意したという話ですから、それについては反対する理由がない。同意書しているものに反対する理由はないという考え方になろうかと思います。

議 長 ただいまの説明を踏まえて、多分農業委員の方へ話、それから誰か相談に行くかと思いますが、今のことを踏まえて対処していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

ほかに皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

なければ、議事、それから報告事項等全ての会議を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後3時26分〕